

板橋区介護予防・日常生活支援総合事業における  
指定第1号通所事業（通所型サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人翠生会が開設する音羽台高齢者在宅サービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する板橋区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（通所型サービス）（以下「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適正な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 通所型サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 音羽台高齢者在宅サービスセンター
- （2）所在地 東京都板橋区成増4-3-3-1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 常勤1名

管理者は、従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、通所型サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- （2）生活相談員 常勤1名以上

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助を行う。

- （3）介護職員 常勤・非常勤 計7名以上（看護職員2名の場合は6名以上）

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護、その他通所型サービスとして必要な業務の提供にあたる。

- （4）看護職員 常勤・非常勤 計1名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握し、必要な日常生活上の健康管理、その他通所型サービスとして必要な業務の提供にあたる。

- （5）機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで「祝日含む」とする。  
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供時間  
午前9時30分から午後5時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、次のとおりとする。

事業所で同時に通所型サービスを行う際の利用者の上限 35名

(通所型サービスの内容)

第7条 通所型サービスで提供するサービス内容は、次に掲げるもののうち各利用者において必要と認められるものとする。

- (1) 健康状態の確認
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) アクティビティ・サービス 例：レクリエーション、体操等
- (4) 食事
- (5) 入浴
- (6) 送迎
- (7) その他、介護等に関する相談、助言

(利用料等)

第8条 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、板橋区が定める基準による額とし、当該通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。詳細は別添料金表のとおり。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する交通費、食材料費、おむつ代、アクティビティ・サービスにかかる諸経費については、別添料金表に掲げる費用を徴収するものとする。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、原則、板橋区 成増、三園、赤塚、赤塚新町、徳丸、四葉、大門、高島平および練馬区と和光市の一部とする。

(地域包括支援センター等との連携)

第10条 通所型サービスの提供にあたっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身状況、その他置かれている環境、他の保険医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者を担当する地域包括支援センター等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

(通所型サービス計画の作成)

第11条 通所型サービスの提供を開始する際には、利用者の心身状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護の状況を十分把握し、各利用者の通所型サービス計画を作成する。また、作成にあたっては、介護予防ケアマネジメントの計画内容との整合性に留意する。

- 2 通所型サービス計画の作成・変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。作成した通所型サービス計画は、遅延なく利用者に交付する。
- 3 利用者に対し、通所型サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(提供記録の記載)

第12条 通所型サービスの従業者は、サービスを提供した際には、その提供日、提供時間、提供した具体的なサービスの内容、その他必要な事項を記録する。

(衛生管理等)

第13条 利用者の使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故処理)

第15条 利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する区市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処理について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(相談・苦情対応)

第16条 利用者及びその家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、通所型サービスの提供に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応する。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 事業所は、提供した通所型サービスに関し、介護保険法第23条の規定等により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

第17条

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他の緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、関係機関との連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめBCP(事業継続計画)、防災及び避難に関する計画を作成する。防災計画に基づき、年2回以上の消火、避難その他必要な訓練等を、地域住民の参加を得て実施する。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第20条 従業者は、事前に利用者に対して、次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合は申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良によってサービスの利用に適さないと判断される場合は、サービスの提供を中止することがある。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業所は、通所型サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人翠生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第22条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を板橋区へ届け出ることとする。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所型サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

令和元年10月1日 改正

令和3年 4月1日 改正

令和3年 9月1日 改正

令和4年10月1日 改正

令和6年 4月1日 改正

運 営 規 程 (別 紙) 令和6年4月1日現在  
音羽台高齢者在宅サービスセンター

通所介護事業	通常規模型通所介護（単位1）
--------	----------------

第4条（職員の職種、員数）

管理者	常勤1名 管理者は、従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、通所型サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
生活相談員	常勤1名以上 生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助を行う。
介護職員	常勤・非常勤 計7名以上（看護職員2名の場合は6名以上） 介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護、その他通所型サービスとして必要な業務の提供にあたる。
看護職員	常勤・非常勤 計1名以上 看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握し、必要な日常生活上の健康管理、その他通所型サービスとして必要な業務の提供にあたる。
機能訓練指導員	常勤1名以上 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

①介護保険利用料 基本料金

利用区分	1月あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額(1割負担)	介護保険適用時の自己負担額(2割負担)	介護保険適用時の自己負担額(3割負担)
通所型サービスⅠ	19,598円	1,960円	3,920円	5,880円
通所型サービスⅡ	39,468円	3,947円	7,894円	11,841円

## ②介護保険利用料 加算料金

加算項目	1月あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額(1割負担)	介護保険適用時の自己負担額(2割負担)	介護保険適用時の自己負担額(3割負担)
サービス提供体制加算Ⅱ通所Ⅰ (介護職員のうち介護福祉士50%)	784円	79円	157円	236円
サービス提供体制加算Ⅱ通所Ⅱ (介護職員のうち介護福祉士50%)	1,569円	157円	314円	471円
科学的介護推進体制加算	436円	44円	88円	131円
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	218円	22円	44円	66円
介護職員処遇改善加算Ⅰ通所Ⅰ	1,220円	122円	244円	366円
介護職員処遇改善加算Ⅰ通所Ⅱ	2,354円	236円	471円	707円
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ通所Ⅰ	250円	25円	50円	75円
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ通所Ⅱ	479円	48円	96円	144円
介護職員等ベースアップ等支援加算通所Ⅰ	228円	23円	46円	69円
介護職員等ベースアップ等支援加算通所Ⅱ	436円	44円	88円	131円

\*令和6年度介護報酬改定に伴い、「介護予防・日常生活支援総合事業の算定構造」により、介護報酬告示額に変更が生じた場合、改めて重要事項説明書別紙にて、利用料金の変更について説明いたします。

### (3) 介護保険給付対象外サービスの利用料

食費	700円（昼食600円、おやつ100円）
その他の日用品費 （参加された場合）	書道（1回） 100円 手工芸（1作品） 100円～1000円
オムツ代（利用された場合）	尿取りパット 65円 紙オムツ 150円 リハビリパンツ 150円
洗濯・乾燥代（利用された場合）	100円
みつ星弁当〔持ち帰り分〕 （利用された場合）	495円